

日液協第26～88号
平成27年 3月 3日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成26年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度の立入検査（第3四半期分）の結果が平成27年2月27日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、口頭注意のみで、詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、保安業務の確実な実施をはじめ、法令遵守を徹底くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/02/270227-3.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

平成26年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
平成26年10月2日(木)	伊藤忠エネクス ホームライフ西日本(株)	徳島営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書に、液化石油ガス第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43北第153号)の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・周知の記録に、消費者を訪問した年月日が記載されていたが、不在等で再度訪問し周知を実施した消費者について、最終的に周知を実施した年月日が記載されていなかったことから、液化石油ガス第131第2項で規定する周知を行った場合に記載すべき事項の周知の年月日は、最初に訪問した年月日ではなく、周知を実施した年月日を記載すること。
平成26年10月3日(金)	ツバメ産業(株)	徳島営業所	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書のうち2件に、液化石油ガス第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43北第153号)の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・委託契約書の締結日が未記入であったもの、保安業務実施結果の報告期限日を記入する欄が未記入であったものについては、契約者にも確認して記載すること。 ・保安台帳に記載されている配管の図面と理設配管台帳の整合が取れていないことから、確認して整理すること。 ・容器交換時等供給設備点検で、平成26年5月～9月の点検記録のうち結果未記入のものが2件あったので、確認して記入すること。 ・保安業務用機器の校正記録が確認できなかったことから、校正の状態について確認し報告すること。 ・貯蔵施設の貯蔵量の表示が2カ所あったが、9.600kgと9.640kgと異なる数字が記載されていたため、正しい方の数字に修正すること。 ・法第14条の書面の内容について、消費者に交付した委託先保安機関の一覧も保存しておくこと。
平成26年10月15日(水)～10月16日(木)	北日本物産(株)	本社 及び 福井支店	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
平成26年12月2日(火)	(株)イングコーポレーション	スーパーTOMS あんしんセンター	指摘あり	担当官による 口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書のうち2件に、液化石油ガス第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け2014.09.01 商第3号)の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・保安業務委託契約書の契約締結日が未記入であったものないし保安業務の責任分担が明確に記載されていないものについては、契約者にも確認して、記載すること。
平成26年12月3日(水)	(株)東京テレマーケティング	ミツウロコ コールセンター	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。
指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。
指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。
文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)
行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)